



新規参入の手続き(一般法人用)



農地所有適格法人以外の法人が利用権設定制度又は農地中間管理事業で農地を借りる場合には、以下の要件を満たしたのち、市へ申請書を提出し、審査により内容が適切と認められる必要があります。

なお、本内容は令和6年4月1日時点の情報となり、今後、制度が改正される可能性があります。

<農業参入の要件>

1	すべての農地を良好に耕作できること →申請書の営農計画及び資金計画の内容から確認します。
2	法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事（常時従事とは年間150日以上に従事をいう。企画管理業務等を含む。）すると認められること
3	常時従事予定者が農地を耕作する技術と経験を有しているか。 →常時従事予定者の農作業経験等を確認します。経験が不足する場合、指導者（原則地域農家）を確保してください。
4	地域と調和した営農を行うこと →近隣農地、住居に配慮した耕作を行うこと →地域で展開されている営農を妨げることがないこと →農薬の使用を減らす・使用しない農法の場合は特に周辺への影響に注意すること
5	法人の定款に事業目的として「農産物の生産・販売」等が位置付けられていること
6	借り受ける農地が確保されていること →横浜市で農地のあっせんは行いません。ご自身で農地を確保してください。
7	法人所在地において法人市民税を完納していること →新たに立ち上げる法人の場合は不要です。
8	農地法、農業振興地域の整備に関する法律等、関連法令に違反していないこと
9	法人の本社、支社、事業所のいずれかが、横浜市内又は近隣市町村にあることとし、参入予定農地への通作距離が耕作に支障がないこと
10	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団）又はその統制下にある法人の構成員でないこと

<農業参入にあたっての注意事項>

- 新たに立ち上げる法人の場合、後述の参入申請書提出までに法人登記が必要です。
- 農地の貸借は「解除条件付貸借・使用貸借」となります。農地を適正に管理していない場合及び上記の要件を満たさなくなった場合は農地の貸借契約が解除になります。

- 最初の農地の貸し借りの期間は原則として1年～1年8か月になります。契約の更新時に貸手と借手の同意が取れば賃借契約の延長及び期間の変更が可能です。
- 農地の取得は一般法人では実施できず、「農地所有適格法人」に位置付けられることが必要です。「農地所有適格法人」の要件及び手続き等は、公益社団法人神奈川県農業会議または管轄の農業委員会にご相談ください。
- 農業参入後は農地法に基づき報告が必要です。毎年、事業年度終了後3か月以内にその農地の利用状況について、農業委員会に提出いただきます。

<農業参入手続きの流れ>

	4月参入	8月参入	12月参入
①事前相談（要件の確認）	前年11月まで	3月まで	7月まで
②参入申請書案の提出	前年11月末	3月末	7月末
③市担当者会議での参入申請書案の確認	前年12月中旬	4月中旬	8月中旬
④参入申請書の本提出	前年12月末	4月末	8月末
⑤審査会	1月上旬	5月上旬	9月上旬
⑥農地の貸し借り書類の作成	1月上中旬	5月上中旬	9月上中旬
⑦農業委員会で報告	1月下旬	5月下旬	10月下旬
⑧営農開始	4月1日	8月1日	12月1日

- 参入手続きの中で、市内部の関係部署、農業委員会、地元農家団体、農業協同組合、神奈川県警察本部等へ情報提供を行います。

お問合せ先

●横浜市みどり環境局北部農政事務所（都筑区茅ヶ崎中央3番1号 都筑区総合庁舎4F）
 （所管：鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）
 電話：045(948)2478 FAX：045(948)2488
 Email：mk-hokubunosei@city.yokohama.lg.jp

●横浜市みどり環境局南部農政事務所（戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎8F）
 （所管：西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）
 電話：045(866)8491 FAX：045(862)4351
 Email：mk-skyfarm@city.yokohama.lg.jp